

総社市告示第 8 1 号

総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱（平成 2 8 年総社市告示第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 5 月 3 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。
次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 4 条・第 5 条関係） 指定第 1 号事業サービス費用額（費用単位数，単価）			別表第 1（第 4 条・第 5 条関係） 指定第 1 号事業サービス費用額（費用単位数，単価）		
サービス名	費用単位数	1 単位当 たりの単 価（円）	サービス名	費用単位数	1 単位当 たりの単 価（円）
旧介護予防 訪問サービ ス	略 <u>5 介護職員等処遇改善加算</u> <u>注 1 基準告示第 4 号の基準</u> （この場合におい て、同号中「指定訪問介護事業所」とある のは「旧介護予防訪問サービス事業所」と 読み替えるものとする。）に適合する介護 職員等の賃金の改善等を実施しているもの として市長に届け出た旧介護予防訪問サー ビス事業所が、利用者に対し、旧介護予防 訪問サービス事業訪問介護を行った場合 は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲 げる単位数を所定単位数に加算する。ただ し、次に掲げるいずれかの加算を算定して	10.0	旧介護予防 訪問サービ ス	略 <u>5 介護職員処遇改善加算</u> <u>注 指定居宅サービスに要する費用の額の算 定に関する基準等の一部を改正する告示第 34 条の規定による改正前の厚生労働大臣 が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号。以下「旧基準告示」という。）第 100 号の規定により準用する同告示第 4 号の基 準（この場合において、同号中「指定訪問 介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問 サービス事業所」と読み替えるものとし る。）に適合している介護職員の賃金の改 善等を実施しているものとして市長に届け</u>	10.0

改 正 後			改 正 前		
	いる場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 245</u> に相当する単位数 (2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 224</u> に相当する単位数 (3) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 182</u> に相当する単位数 (4) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 145</u> に相当する単位数 2 <u>令和 7 年 3 月 31 日までの間、基準告示第 4 号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を</u>			出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> (1) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 137</u> に相当する単位数 (2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 100</u> に相当する単位数 (3) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</u> 1 から 4 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 55</u> に相当する単位数	

改 正 後			改 正 前		
	算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等処遇改善加算（V）（1） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 221 に相当する単位数 (2) 介護職員等処遇改善加算（V）（2） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 208 に相当する単位数 (3) 介護職員等処遇改善加算（V）（3） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 200 に相当する単位数 (4) 介護職員等処遇改善加算（V）（4） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 187 に相当する単位数 (5) 介護職員等処遇改善加算（V）（5） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 184 に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算（V）（6） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算（V）（7） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 163 に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算（V）（8） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算（V）（9） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算（V）（10） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算（V）（11）				

改 正 後			改 正 前			
	1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（12） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（13） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（14） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数					
				6 介護職員等特定処遇改善加算 注 基準告示第 4 号の 2 の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数		
				7 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 基準告示第 4 号の 3 の基準（この場合に		

改 正 後			改 正 前		
				において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と、「訪問介護費」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業訪問介護」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1 から 4 までにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。	
旧介護予防通所サービス	略 5 栄養改善加算 200 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 人以上配置していること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	10.0	旧介護予防通所サービス	略 5 栄養改善加算 200 単位 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を 1 人以上配置していること。 (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	10.0

改 正 後			改 正 前		
	(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) <u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示第34条の規定による改正前の厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「旧基準告示」という。)</u> 第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。			(3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 (5) <u>旧基準告示第108号の規定により準用する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない旧介護予防通所サービス事業所であること。</u>	
	略			略	
	9 一体的サービス提供加算 480 単位 注 <u>基準告示第109号に規定する基準(この場合において、同号中「指定介護予防通所リハビリテーション」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業通所介護」と読み替えるものとする。)</u> に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。			9 一体的サービス提供加算 480 単位 注 <u>次の(1)及び(2)の基準に適合しているものとして、市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。</u> (1) <u>基準告示第19号(この場合において、同号中「通所介護費」とあるのは「旧介護予防通所サービス費」と読み替えるものとする。)</u> 及び第108号(この場合において、	

改 正 後			改 正 前		
				同号中「<u>介護予防通所リハビリテーション費</u>」とあるのは「<u>旧介護予防通所サービス費</u>」と読み替えるものとする。）に適合しているものとして、市長に届け出て<u>栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。</u> (2) <u>利用者が指定介護予防通所サービス事業通所介護の提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を 1 月につき 2 回以上設けていること。</u>	
	略			略	
	12 <u>介護職員等処遇改善加算</u> 注 1 <u>基準告示第 4 号の基準（同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> (1) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 92</u>に相当する単位数 (2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分</u>			12 <u>介護職員等処遇改善加算</u> 注 <u>旧基準告示第 112 号の規定により準用する同告示第 4 号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> (1) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 59</u>に相当する単位数 (2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 43</u>	

改 正 後			改 正 前		
	の 90 に相当する単位数 (3) <u>介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 80</u> に相当する単位数 (4) <u>介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 64</u> に相当する単位数 2 <u>令和 7 年 3 月 31 日までの間、基準告示第 4 号の基準（同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所（注 1 の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</u> (1) <u>介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (1)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 81</u> に相当する単位数 (2) <u>介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (2)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 76</u> に相当する単位数 (3) <u>介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (3)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 79</u> に相当する単位数 (4) <u>介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (4)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 74</u> に相当する単位数			に相当する単位数 (3) <u>介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)</u> 1 から 11 までにより算定した単位数の <u>1000 分の 23</u> に相当する単位数	

改 正 後			改 正 前		
	(5) 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 65 に相当する単位数 (6) 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数 (7) 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 56 に相当する単位数 (8) 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 69 に相当する単位数 (9) 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 54 に相当する単位数 (10) 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 45 に相当する単位数 (11) 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 53 に相当する単位数 (12) 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 43 に相当する単位数 (13) 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 44 に相当する単位数 (14) 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 33 に相当する単位数				
				13 介護職員等特定処遇改善加算 注 基準告示第 6 号の 2 の基準（この場合において、同号中「指定訪問入浴介護事業所」	

改 正 後			改 正 前		
				とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と、「訪問入浴介護費」とあるのは「通所介護費」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 12 に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数	
				14 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 基準告示第 4 号の 3 の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と、「訪問介護費」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業通所介護」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1 から 11 までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

改 正 後			改 正 前		
基準緩和通所サービス	通所型サービスA費(所要時間2時間以上3時間未満) (1) 事業対象者, 要支援1 <u>333単位</u> (1日につき) (2) 要支援2 <u>336単位</u> (1日につき) 注1 緩和通所サービス事業所(総社市基準緩和通所サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「緩和通所規則」という。))第4条第1項に規定する緩和サービス事業所をいう。以下同じ。)において, 緩和通所サービス事業通所介護(緩和通所規則第3条に規定する緩和サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に, それぞれ所定単位数を算定する。ただし, 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が, 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は, 同号中の規定より算定する。 2 利用者が緩和通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業, 介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は, 通所型サービスA費は算定しない。 3 緩和通所サービス事業所と同一の建物に居住する者又は緩和通所サービス事業所と同一の建物から当該緩和通所サービス事業所に通う者に対し, 緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は, 1日につき94単位を所定単位数か	10.0	基準緩和通所サービス	<u>1</u> 通所型サービスA費(所要時間2時間以上3時間未満) (1) 事業対象者, 要支援1 <u>312単位</u> (1日につき) (2) 要支援2 <u>314単位</u> (1日につき) 注1 緩和通所サービス事業所(総社市基準緩和通所サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める規則(以下「緩和通所規則」という。))第4条第1項に規定する緩和サービス事業所をいう。以下同じ。)において, 緩和通所サービス事業通所介護(緩和通所規則第3条に規定する緩和サービスの事業をいう。以下同じ。)を行った場合に, それぞれ所定単位数を算定する。ただし, 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が, 通所介護費等算定方法第15号に規定する基準に該当する場合は, 同号中の規定より算定する。 2 利用者が緩和通所サービス事業通所介護以外の第1号通所事業, 介護予防短期入所生活介護, 介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は, 通所型サービスA費は算定しない。 3 緩和通所サービス事業所と同一の建物に居住する者又は緩和通所サービス事業所と同一の建物から当該緩和通所サービス事業所に通う者に対し, 緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は, 1日につき94単位を所定単位数か	10.0

改 正 後			改 正 前		
	ら減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 4 利用者に対して、その居宅と緩和通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算する。ただし、3 の減算対象となっている場合は、この限りでない。			ら減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。 4 利用者に対して、その居宅と緩和通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算する。ただし、3 の減算対象となっている場合は、この限りでない。	
				2 介護職員処遇改善加算 注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 1により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数	

改 正 後			改 正 前		
				(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 1により 算定した単位数の1000分の23に相当する 単位数	
				3 介護職員等ベースアップ等支援加算 注 基準告示第4号の3の基準（この場合にお いて、同号中「指定訪問介護事業所」とあ るのは「緩和通所サービス事業所」と、「訪 問介護費」とあるのは「緩和通所サービ ス事業通所介護」と読み替えるものとする。） に適合している介護職員その他の職員の賃 金の改善等を実施しているものとして市長 に届け出た緩和通所サービス事業所が、利 用者に対し、緩和通所サービス事業通所介 護を行った場合は、1により算定した単位数 の1000分の11に相当する単位数を所定単位 数に加算する。	
略			略		

附 則
この告示は、令和6年6月1日から施行する。